

第三次滋賀県環境学習推進計画の改定について【概要説明資料】

1. 第三次滋賀県環境学習推進計画改定の趣旨

滋賀県環境学習推進計画は、滋賀県環境学習の推進に関する条例（平成 16 年 3 月 29 日滋賀県条例第 28 号）に基づき、環境学習の体系的、総合的および効果的な推進を図るため、策定することとされている。

平成 28 年 3 月に、第三次滋賀県環境学習推進計画（以下、「現行計画」という。）が策定されたが、令和 2 年度末で計画期間が終了することから、現行計画の策定後の環境を取り巻く社会情勢の変化や環境学習の状況をふまえ、令和 3 年 3 月に計画改定を予定。なお、現行計画は、国の「環境教育等促進法」が策定を推奨する、都道府県の行動計画としても位置付けられている。

2. 滋賀県環境学習推進計画策定の経緯

平成 15 年 10 月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律施行

平成 16 年 4 月 滋賀県環境学習の推進に関する条例施行

平成 16 年 10 月 滋賀県環境学習推進計画の策定

平成 20 年 3 月 滋賀県環境学習推進計画の中間見直し

平成 23 年 3 月 滋賀県環境学習推進計画（第 2 次）の策定

平成 28 年 3 月 第三次滋賀県環境学習推進計画の策定

3. 検討状況および課題の整理

令和元年度 環境審議会に諮問（11 月）

環境企画部会の開催（11 月）、環境学習等推進協議会の開催（11 月、2 月）

- ・現行計画の改定について、環境学習に関わる各主体の抱える課題の整理を行い、骨子についての検討までを行った。

◆協議会で整理した課題

- ・原体験として自然に触れ、普段から自然と関わること
- ・「地域学習」の中で、人と自然とのつながりに気づくこと
- ・分野間の関係性に気づき、分野を越えて取り組むこと
- ・持続可能な社会づくりを支える人材が育つこと
- ・世界を視野に、琵琶湖の経験を伝え、学びあうこと

4. 第四次滋賀県環境学習推進計画の骨子案（ポイント）

（1）基本目標：地域を愛し、自ら行動できる人育てによる、

「いのち」がつながる持続可能な社会づくり

→環境人材育成に留まらず、各自の主体的な行動を促すとともに、更にはその先にある持続可能な社会づくりの実現までを基本目標とする点は、現行計画から継続

(2) 基本的な視点：遊び、親しみ、「体験する」環境学習

分野を越えて、「つながる」環境学習

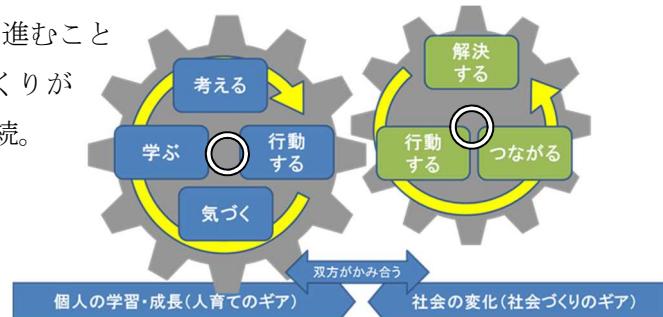
世界を視野に、「地域から取り組む」環境学習

→現行計画の「つながる」環境学習に加え、自然の中で遊び、親しみ、「体験する」ことや、世界を視野に「地域から取り組む」ことを基本的な視点として掲げた。

(3) 人育てと社会づくりがつながる「ギアモデル」

環境学習の推進にあたり、人育てが進むことで、歯車がかみ合うように社会づくりが進む、「ギアモデル」の考え方を継続。

※ 中心にギアを支えるための軸
(地域への愛着) を追加



(4) 重点的な取組：重点的に取り組む学習分野（5分野）および分野のつながり

- | | |
|------------------|------------------|
| 1 暮らしと琵琶湖のつながり再生 | 4 循環型社会づくり |
| 2 脱炭素社会づくり | 5 多面的な機能をもつ森林づくり |
| 3 生物多様性の保全 | |

→現行の4分野から「森林」を追加し、これらの分野のつながりを意識して、環境学習の推進に取り組む
重点的な取組：学習推進に向けた「つながり」の強化

拠点間のつながり、学校等と地域のつながり



5. 今後のスケジュール

令和2年8月	滋賀県環境学習等推進協議会 開催（素案について）
9月	滋賀県環境審議会環境企画部会 開催（素案について） 環境・農水常任委員会報告
10月	滋賀県環境学習等推進協議会 開催（答申案について）
11月	滋賀県環境審議会環境企画部会 開催（答申案について）
12月	環境・農水常任委員会報告
～1月	パブリックコメント実施
令和3年1月	滋賀県環境学習等推進協議会に最終報告
2月	滋賀県環境審議会環境企画部会に最終報告
3月	環境・農水常任委員会報告 「第四次滋賀県環境学習推進計画」策定